

保育の認定について

保育所・こども園(保育部分)を利用するためには、市の審査により、「保育の認定」を受けることが必要です(認定されると、「教育・保育給付認定通知書」を発行します。また、「支給認定証」を希望する方は別途申請書の提出が必要となります。)。なお、新年度の利用のための認定申請に対しては、審査等の認定事務が一時期に集中するため、利用の前年度の3月頃に認定をおこないます。

■保育必要量の認定

「保育必要量の認定」とは、保護者の保育理由により、保育の最長利用可能時間が11時間(保育標準時間といいます)の家庭と8時間(保育短時間といいます)の家庭に区分し、それぞれの家庭の状況に合った適切な時間の保育を利用していただく仕組みです。認定された保育必要量の区分により、次のような違いがあります。

【市内公立施設】

保育必要量の区分	保育料	延長保育料	基本利用時間(午前8時30分～午後4時30分)を超える保育を利用する場合の手続き
保育標準時間	保育標準時間認定の金額	午後6時30分を超えると、日額100円	別途、申請が必要 (午後6時を超えて保育を利用した場合、延長保育料とは別におやつ代〈日額50円〉がかかります)
保育短時間	保育短時間認定の金額(保育標準時間認定の金額から約1.7%減額)	午後4時30分を超えると、日額100円	

ただし、保育標準時間・保育短時間いずれの区分でも、原則的な保育時間は午前8時30分から午後4時30分です。この時間を超える保育(基本時間外保育)の利用には、別途申請が必要です。

【市内私立施設・市外施設】

保育必要量の区分	保育料	延長保育料
保育標準時間	保育標準時間認定の金額	各施設にお問い合わせください。
保育短時間	保育短時間認定の金額(保育標準時間認定の金額から約1.7%減額)	

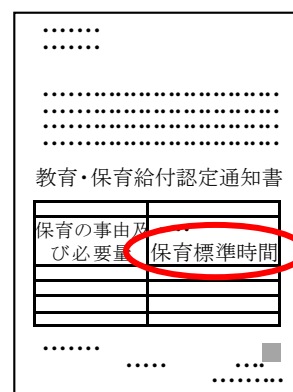
ただし、保育標準時間・保育短時間いずれの区分でも、原則的な保育時間は8時間です(時間帯については、各施設にお問い合わせください)。

■「教育・保育給付認定通知書」を確認してください

保育必要量は、「教育・保育給付認定通知書」に記載されます。

■教育・保育給付認定通知書の有効期間

教育・保育給付認定通知書には有効期間が記載されています。期限付きの保育理由(求職活動→3か月、就学→修了まで等)により保育を利用する人は、この有効期間を経過する前に新たな保育理由証明書を提出しないと、継続して保育を利用することができません。新たな保育理由証明書が提出されると、その保育理由に応じて有効期間や保育必要量を判定し、新しい教育・保育給付認定通知書を交付します。なお、就労等の期限のない保育理由により保育を利用している人の教育・保育給付認定通知書の有効期間は、



- ・満3歳以上の子ども…小学校入学の年の3月31日まで
- ・満3歳未満の子ども…満3歳の誕生日の前々日まで

となります。満3歳未満の子どもが満3歳になった日以降も保育を継続利用する場合には、満3歳の誕生日の前日以降を有効期間とする新たな教育・保育給付認定通知書を交付します。

■申請による保育必要量区分の変更

- ・保育標準時間に認定されたが、保育短時間の認定を受けたい。
- ・保育短時間に認定されたが、勤務時間帯や通勤時間の都合等で常態的に基本利用時間を超過してしまうため、保育標準時間の認定を受けたい。

これらのような場合には、申請により、保育必要量の区分を変更することができます。変更を希望する人は、変更を希望する月の前月までに「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」を市保育幼稚園課または現在利用している保育所（園）・こども園（市外施設を除く）に提出してください。

※「保育標準時間→保育短時間」の変更は申請により必ず認められますが、「保育短時間→保育標準時間」の変更は、やむを得ない事情等がなければ認められません。

■保育必要量の区分の基準

保育の必要性の事由 (主なもの)	保育必要量
就労	保育標準時間…就労時間が月120時間以上の場合 保育短時間…就労時間が月120時間未満の場合
妊娠・出産	保育標準時間(産前・産後2か月ずつ)
疾病・障害	原則として保育短時間
親族の介護・看護	保育標準時間…介護・看護の時間が月120時間以上の場合 保育短時間…介護・看護の時間が月120時間未満の場合
求職活動	保育短時間
就学や職業訓練	保育標準時間…就学や職業訓練の時間が月120時間以上の場合 保育短時間…就学や職業訓練の時間が月120時間未満の場合
育児休業	保育短時間(継続児童の産後3か月～1年間かつ、その他条件あり)

(参考)

保育所・こども園の利用手続きは、

- ・教育・保育を受けるための「施設型給付費・地域型保育給付費」※¹等の教育・保育給付認定※²
- ・各施設(保育所・こども園)の利用申込み

という2つの手続きからなります。ただし、保育所・こども園(保育認定)では、これらは1枚の申請書で同時に手続きができるため、2つの異なる手続きを行う必要は原則としてありません。

※1：施設型給付費・地域型保育給付費

保育所・こども園・地域型保育の利用のためにかかる費用が、教育・保育の認定を受けた保護者を対象として支給されます。ただし、支給される給付費は直接保護者に手渡されるのではなく、教育・保育を実施する施設等が市から受け取る仕組み(法定代理受領)となります(私立保育所は市の委託費として支払い)。なお、施設型給付費・地域型保育給付費として支給される金額は、教育・保育にかかる費用から保護者の支払う利用者負担分を除いた金額であるため、別途利用者負担(保育料)の納付は必要です。

※2：認定

「1号認定:幼稚園相当、2号認定:保育所相当(満3～5歳児)、3号認定:保育所相当(満0～2歳児)」の種別があります。市役所へ「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書」を提出し、審査により教育・保育給付認定された場合、教育・保育給付認定通知書を交付します。